参考資料

保険・共済による災害への備えの促進に関する検討会　報告

平成29年3月

内閣府防災担当

目次

1．我が国を取り巻く災害の状況と課題
（1） 諸外国における自然災害被害額・・・4
（2） 世界の気候変動・・・5
（3） 世界の自然災害の現状・・・6
（4） 日本の気候変動（その1）・・・7
（5） 日本の気候変動（その2）・・・8
（6） 気候変動の自然災害への影響・・・9
（7） 日本の地震災害・・・10

2．被災者の住宅再建・生活再建における保険・共済の役割
（1） 保険・共済の概要・・・12
（2） 地震保険制度の役割・・・13

3．保険・共済に関する加入状況と意識
（1） 保険・共済の加入状況・・・15
（2） 都道府県別　地震保険加入状況の推移・・・16
（3） 地震保険の沿革・・・17
（4） 都道府県別水災補償付帯率・・・18
（5） 都道府県別水災補償付帯率（建物を含む契約のみ）・・・19
（6） 平成28年1月「水害に対する備えに関する世論調査」・・・20
（6）－1　建物・家財に係る保険・共済の加入状況と
未加入の理由・・・21
（6）－2　属性別『建物』に係る
水害保険・共済の加入率のかかる分析・・・22
（7） 地震危険に関する消費者意識調査・・・23
（8） マンション専有部分・共用部分における
地震保険付帯率の推移・・・24

4．諸外国における自然災害保険の仕組みと動向
（1） アメリカ・・・26、27
（2） イギリス・・・28
（3） オーストラリア・・・29、30
（4） フランス・・・31
（5） ドイツ・・・32
（6） 韓国・・・33
（7） 主要国の地震保険制度・・・34

5．保険・共済の加入促進に関するこれまでの取組と今後の方向性等
（1） 水害時における避難・応急対策の今後の在り方について（報告）（抜粋）
（平成28年3月水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ）・・・36
（2） 保険の販売チャネル・・・37
（3） 最大規模の洪水・内水・高潮への対策・・・38
（4） アメリカの不動産情報システムについて
（MLSを中心にした物件情報流通の仕組み）・・・39
（5） 国内の不動産に係る情報のデータベース化について・・・40
（6） 地盤損害に対する地震保険・火災保険での
保険金支払の考え方・・・41
（7） 地震保険における申請及び支払の状況・・・42

6．保険・共済の仕組み等に関する中長期的課題
（1） 保険料（共済掛金）に対する地方公共団体の補助
（新潟県の例）・・・44
（2） 大規模震災時の復興財政需要比較・・・45
（3） 地震保険に加入した場合の保険料負担等事例
（東日本大震災を参考として試算）・・・46
（4） 巨大地震における「地震再保険」国庫見込み額・・・47
（5） 主な地震災害における「住宅関連」及び
「インフラ」に係る公的支出額・・・48
（6） 諸外国の自然災害保険制度比較・・・49
（7） 任意加入方式と強制加入方式のメリット・デメリット・・・50

１．我が国を取り巻く災害の状況と課題

（1） 諸外国における自然災害被害額

■1985年から2015年の諸外国における人口当たりの自然災害被害額を比較すると、日本は3,385ドルと他の国に比べ高い水準にある。

諸外国における自然災害被害額（1985-2015年合算値、億ドル）

出所）以下のデータベースより三菱総合研究所作成
EM-DAT http://www.emdat.be/advanced_search/index.html

諸外国における1人あたり注）の自然災害被害額（1985-2015合算値、ドル）

注）1985年から2015年の被害総額を2014年の人口で割った額。
出所）以下のデータベースより三菱総合研究所作成
EM-DAT http://www.emdat.be/advanced_search/index.html（被害額）
UN Data http://data.un.org/Data.aspx?d=POP&f=tableCode%3a1（人口）
OECD FACTBOOK 2015-2016
http://www.oecd-ilibrary.org/economics/oecd-factbook-2015-2016_factbook-2015-en（人口、アメリカのみ）

（2） 世界の気候変動

■近年、世界中で極端な気象現象が観測されている。強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象による災害が各地で発生し、甚大な被害を引き起こしていること が毎年のように報告されている。
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第５次評価報告書によれば、**「気候システムの温暖化には疑う余地がなく、大気と海洋は温暖化し、雪氷の量は減少し、海面水位は上昇している」**とされている。

出典：IPCC AR5 統合報告書、政策決定者向け要約　図SPM.1(a),)b)　（2014年）
※赤字、記号は内閣府にて追加

■同報告書において、**将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、気候変動の影響のリスクが高くなる と予測**されている。

■このため、気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけではなく、**すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進めることが求められている**。

（3） 世界の自然災害の現状

■気候現象や風水災等の気象に関連する災害は増加している。

世界の自然災害発生件数

出典：Munich Re, Loss event worldwide 1980-2015. As at March 2016.
※赤字、割合、記号は内閣府にて追加

（4） 日本の気候変動 （その1）

■中央環境審議会にて、平成 27 年3月に環境大臣に意見具申がなされた「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題につい て」において、**我が国で、気温の上昇や大雨の頻度の増加、降水日数の減少、海面水温の上昇等が現れており、**高温による農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、**気候変動の影響がすでに顕在化**していることが示された。

気温　■日本の年平均気温は100年あたり、1.19℃の割合で上昇。猛暑日の日数は増加している。（※）

日本における年平均気温の経年変化

※細線（黒）は各観測点での年平均気温の基準値からの偏差を平均した値
太線（青）は偏差の5年移動平均、直線（赤）は長期的な傾向を示す。

日最高気温35℃以上の年間日数（猛暑日）

※棒グラフは年々の値、折れ線は5年移動平均値、直線は期間にわたる変化傾向。

降水量　■日降水量 200mm 以 上の日数は増加傾向が明瞭。また、1時間降水量80mm以上の発生回数も増加している。（※）

日降水量200mm以上の年間日数

※棒グラフは年々の値、折れ線は5年移動平均値、直線は期間にわたる変化傾向。

1時間降水量80mm以上の年間発生回数

※棒グラフは年々の値、折れ線は5年移動平均値、直線は期間にわたる変化傾向。

出典：気象庁資料

（5） 日本の気候変動 （その2）

■また、**将来は、さらなる気温の上昇や大雨の頻度の増加、降水日数の減少、海面水温の上昇に加え、大雨による降水量の増加、台風の最大強度の増加、海面の上昇等が生じ**、農業、林業、水産業、水環境、水資源、自然 生態系、自然災害、健康などの様々な面で**多様な影響が生じる可能性があることが明らか**とされた。

我が国における気候変動の将来予測

気温　■気候変動の予測計算（2080～2100 年平均）と過去の再現結果（1984 ～2004 年平均）との比較（※1）

・現状以上の温暖化対策をとらなかった場合

年平均気温は 4.4（信頼区間は3.4～5.4）℃上昇する。

日最高気温が30℃以上（真夏日）の日数は、全国で平均 52.8日増加する。

・厳しい温暖化対策をとった場合

年平均気温は 1.1（信頼区間は0.5～1.7）℃上昇する。

日最高気温が30℃以上（真夏日）の日数は、全国で平均 12.4日増加する。

降水量　■気候変動の予測計算（2080～2100 年平均）と過去の再現結果（1984 ～2004 年平均）との比較（※1）

年降水量の増減幅について、統計的に有意な変化はほとんど見られない。

大雨による降水量は、ほとんどのシナリオ・ケースにおいて増加すると予測。

・現状以上の温暖化対策をとらなかった場合

大雨による降水量は、平均25.5%増加する。

・厳しい温暖化対策をとった場合

大雨による降水量は、平均10.3%増加する。

■将来気候（2076～2095年平均）と現在気候（1980～1999年平均）との比較（※2）

いずれの地域についても強い雨の発生頻度が相対的に増加する傾向が見られる。

図　将来気候（灰）と現在気候（赤）の比較

出典：※1　日本国内における気候変動予測の不確実性を考慮した結果について（2014年　環境省）、※2及び図　地球温暖化情報第8巻（2013年　気象庁）

（6） 気候変動の自然災害への影響

■前述のような気候変動の進行が自然災害に与える影響として、**降水強度の増加による豪雨の高頻度化、甚大な水害の発生等**が考えられる。

① 降水強度の増加による豪雨の高頻度化、甚大な水害の発生

地球温暖化が進行し、大気の気温が上昇することで、大気中に含まれる水蒸気量が増え、降水強度が増加。多くの文献等で降雨量が1～3割程度増加するという結果が示されている。
全国各地で毎年のように甚大な水害が発生すると考えられる。
例えば「300年に1度」の頻度で発生する豪雨が、「100年に1度」の頻度で発生するようになると考えられており、
これまでに比べて豪雨の高頻度化が予測されている。

② 強い台風の増加

台風については、いまだ、確定的な結果は得られていない。
多くの研究結果では、発生する「数」は減少するが、強い台風の数は増加すると考えられている。

③ 海面水位の上昇による高潮被害の深刻化等

気候変動に伴い、一定程度の海面水位の上昇は免れない。
これに加え、強い台風の増加等による高潮の増大や波浪の強大化により、海岸における高潮等による被害や海岸侵食等の影響の深刻化が懸念される。

④ 豪雪

影響は降雨にとどまらず、冬季の降雪にも変化が及ぶと考えられている。気象庁気象研究所の報告によると、気温上昇により、全国的には降雪量が減少するものの、一部地域では豪雪が高頻度化、また、短期間での降雪量が増加（いわゆる「ドカ雪」）することが予測されている。

（本図の見方）
青線で示す推計による100年に1度の降水量（77.7mm/日）に比べ、赤線の推計では約1割降水強度が増加（84.1mm/日）することが読み取れる（①）。この1割増加した降水強度を20世紀中の推計に置き換えるとおよそ300年に1度の豪雨に相当する（②）。すなわち、20世紀中では「300年に1度の豪雨」が、21世紀には「100年に1度の豪雨」として発生することと同義である。
このことから、21世紀には20世紀と比べて**豪雨の頻度が約3倍（高頻度化）になることが予**測される。

出典：OKI, T., 2015: Integrated Water Resources Management and Adaptation to Climate Change, in A.K. Biswas and C. Tortajada (eds.), Water Security,Climate Change and Sustainable Development, Water Resources Developmentand Management, DOI 10.1007/978-981-287-976-9_3

（7） 日本の地震災害

■近い将来の発生の切迫性が指摘されている大規模地震には、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、中部圏・近畿圏直下地震がある。
■中でも、関東から九州の広い範囲で強い揺れと高い津波が発生するとされる南海トラフ地震と、首都中枢機能への影響が懸念される首都直下地震は、今後30年以内に発生する確率が70%と高い数字で予想されている。

南海トラフ巨大地震・首都直下地震の被害想定

南海トラフ巨大地震・首都直下地震については、地震対策検討ワーキンググループ（中央防災会議「防災対策推進検討会議」に設置）が算出した被害想定によると、いずれの地震とも、東日本大震災を超える甚大な被害が想定されている。

南海トラフ巨大地震の被害想定区域
【南海トラフ地震防災対策推進地域を含む都府県】
茨城、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

首都直下地震の被害想定区域
【首都直下地震緊急対策区域を含む都県】
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡

	死者・行方不明者数	住宅全壊戸数
南海トラフ巨大地震	約32.3万人※1	約238.6万棟※2 （東日本大震災の約20倍）
首都直下地震	約2.3万人※2	約61万棟※2 （東日本大震災の約5倍）
（参考） 東日本大震災	22,118人※3	12万1,768棟※3

※南海トラフ巨大地震は平成25年3月時点のもの、首都直下地震は平成25年12月時点のもの。
※1想定条件は「冬・深夜、風速8m/秒」
※2想定条件は「冬・夕方、風速8m/秒」
※3平成29年3月1日現在

想定される大規模地震

※発生予測確率は、地震調査研究推進本部による

２．被災者の住宅再建・生活再建における保険・共済の役割

（1） 保険・共済の概要

■防災・減災の観点からは、「自助」「共助」「公助」のうちの「自助」として保険・共済を位置付けることができる。保険・共済（自助）、災害リスクに晒されている国民・住民同士の支え合い（共助）、行政による防災・減災対策や被災地・被災者支援（公助）の3つが適切な連携を図り、限られた資源・資金を効率的に活用して最大限の効果をあげるようにすることが重要である。

※保険・共済には、多数の加入者でリスクを分散し支えあうという「共助」の側面もあるが、
各加入者に着目すれば、任意に加入し自らリスクに備えるという点では「自助」と整理できる。

地震保険について

地震保険制度の概要

1. 補償対象

居住用建物と生活用動産（家財）が対象

2. 支払対象の損害

地震・噴火・津波を直接又は間接の原因とする火災・損壊・埋没・流出による損害を補償

3. 契約方法、契約金額

火災保険とセットで契約
地震保険の契約金額は、火災保険の30～50%の範囲内。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が上限

4. 保険料と割引制度

保険料は、建物の構造及び所在地により異なる。また、建物の免震・耐震性能に応じた割引制度がある。（最大50%割引）

【年間保険料例（熊本県：木造建物）】

	契約金額	保険料
建　物	1,000万円	11,400円
家　財	500万円	5,700円
合　計	1,500万円	17,100円

＊熊本県は1等地

5. 保険金の支払基準

損害の程度	一部損	小半損	大半損	全損
保険金額に対する支払割合	5%	30%	60%	100%

地震保険の世帯加入率

	1994年度	2015年度
熊本県	5.8%	29.8%
九州（熊本除く）	4.3%	23.0%
全国	9.0%	29.5%

※関東（神奈川除く）の火災保険付帯率と世帯加入率は、各県数値を単純平均したもの
＊損害保険料率算出機構資料を基に作成

地震保険金の支払件数金額（建物・家財の合計）

平成28年熊本地震（H28.9.30時点）

	支払件数（万件）	支払保険金（億円）
熊本県	20.5	3,406
その他	3.1	216
合計	23.6	3,621

東日本大震災（参考）（H24.5.31時点）

支払件数（万件）	支払保険金（億円）
78.4	12,346

＊日本損害保険協会HPを基に作成

住宅向け「火災保険」の主な概要

1. 補償対象
住宅のみに使用される建物（戸建・共同住宅）と家財

2. 補償範囲
＜代表的な例＞
火災・落雷・破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災、水ぬれ、盗難、水災、破損・汚損　等

3. 補償金額の設定
＜代表的な例＞
◆建物は、標準評価額の範囲内で再調達価額で設定。
◆家財は、家族人数等を参考に再調達価額で設定。
（金額の上限はなし）

4. 販売体制等
◆各損害保険会社が多種多様な商品プランの火災保険を販売

※H26.5 被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会資料を基に作成。

自然災害に対する保険・共済の役割

リスク分散
「いつ」「どこで」起こるかわからないが、起きたら大きな損害となる災害リスクを加入者間で分散

＋

社会的連帯
（特に共済や地震保険）
科学的知見に限界があることも踏まえ、災害リスクを加入者間で共有

（2） 地震保険制度の役割

■自助・共助・公助の関係については、平成16年4月1日府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知において、住宅の再建等、居住の確保については、保険、共済等の「自助、共助」が基本であり、「公助」でそれを側面的に支援するものとしている。

■地震保険制度の役割については、「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」報告書（平成24年11月30日）において、「保険」「連帯」双方のバランスをとることが重要、他の施策や民間独自の上乗せ商品との役割分担を図ることが必要、「自助」「共助」「公助」の適切な連携を図り限られた資源・資金を効率的に活用して最大限の効果をあげることが重要、といった整理がなされている。

「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（抄）」 別紙1「被災者生活再建支援制度の拡充について」（平成16年4月1日府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）

基本的な考え方は、従来の生活再建支援制度と同様、被災者自らの努力で居住安定を確保しようとする場合に、その早期立ち上げを後押しするものである。住宅の再建等、居住の確保については、保険、共済等の「自助、共助」が基本であり、「公助」でそれを側面的に支援するというものであることに留意されたい。また、事前に住宅の耐震改修、補強を行う等、自らの備えを行うことも重要である。

「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」報告書（平成24年11月30日）

1．総論
（2）地震保険制度の役割

地震保険は、地震被害を補償する保険金を保険料で賄うという形で地震リスクに備える「保険」であるが、市場原理に基づく「保険」の論理だけでは負担しきれない地震に対する備えを、国の関与の下、社会的な「連帯」の仕組みとして提供しているものと捉えることができる。このように、**地震保険は、「保険」としての側面と「連帯」としての側面**を併せ持っている。

「保険」の側面からは、例えば、**リスクに応じた保険料率の設定により、社会全体の地震に対するリスク量（被害額）を低下させるリスクコントロール機能の向上を図る**という視点が重要である。他方、リスクをそのまま保険料率に反映させると、リスクの高い地域に居住せざるを得ない人々を地震保険から排除することにもなりかねず、「連帯」の観点からは、**社会全体でリスクを分担**することが必要となってくる。地震保険の制度設計にあたっては、いずれかに偏ることなく、**「保険」、「連帯」双方のバランスをとることが重要**である。

また、**地震保険は国の信用力の裏付けがあって初めて成り立つ保険**である。そうである以上、国の信用力を毀損させるようなものであってはならない。このことに留意した上で**首都直下地震や南海トラフの巨大地震が懸念**される中、地震保険の果たすべき役割としてどこまで求めるのか、被災者生活再建支援制度等、**他の施策や民間独自の上乗せ商品との役割分担**も図りながら、地震保険の制度設計を考える必要がある。

さらに、防災・減災の観点からは、「自助」、「共助」、「公助」のうちの**「自助」として地震保険を位置付ける**ことができる。地震保険（**自助**）、地震リスクに晒されている国民・住民同士の支え合い（**共助**）、行政による防災・減災対策や被災地・被災者支援策（**公助**）の3つが適切な連携を図り、**限られた資源・資金を効率的に活用して最大限の効果**をあげるようにすることが重要である。地震保険の制度設計にあたっては、防災・減災の観点から、他の関連施策も視野に入れつつ、全体として整合性の取れたものにしていく必要がある。

３．保険・共済に関する加入状況と意識

（1） 保険・共済の加入状況

持家世帯(※1)の保険・共済の加入件数・割合（建物のみ）（内閣府試算）

	火災補償あり	水災補償あり※5	地震補償あり※5
保険	2,123万件※2（61%）	1,475万件※2（42%）	1,209万件※3（35%）
共済	1,168万件※4（33%）	1,161万件※4（33%）	770万件※4（22%）
保険＋共済 （単純合計）	3,291万件（94%）	2,636万件（75%）	1,979万件（57%）
保険＋共済 （重複を考慮※6）	2,880万件（**82%**） ※保険・共済契約なし**18%**	2,307万件（**66%**）	1,732万件（**49%**）

※1　持家世帯は、総務省「2015年度住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」の総世帯数（5,695万世帯）に、
総務省「平成25年住宅・土地統計調査」の持家世帯割合（61.5%）を乗じ、3,502万世帯と推計。
※2　損害保険料率算出機構資料による。（2015年度末における建物（住宅）を対象とした火災保険保有契約を集計（特約火災を含み、団地保険を除く。）
「建物を保険の対象に含む契約」は保険の対象が「建物」又は「建物＋家財」である契約を指し、保険の対象が不明である契約を含まない。）
※3　2015（平成27）年度損害保険料率算出機構統計集による。（2015年度時点の建物（イ構造、ロ構造）を対象とした証券保有件数を集計。）
※4　日本共済協会資料による。（2015年度末におけるJA共済連、JF共水連、全労済、全国生協連の建物（住宅）を対象とした共済保有契約を集計。）
※5　全壊等の場合であっても支払われる額が少額なもの、見舞金のようなものは除く。
※6　平成22～26年度に発生した自然災害により被災し、被災者生活再建支援金の支給を受けた世帯に対するアンケート調査によると、
複数の保険・共済へ加入している人がいるため、契約者数は契約件数合計の87.5%。（N=5,752人）

■一定の仮定を基に試算すると、持家世帯の66%が建物の水害保険・共済に加入している。また、持家世帯の49%が建物の地震保険・共済に加入している。

■保険・共済に加入していない世帯の中には、物理的・経済的に災害リスクが低い世帯もあることから、必ずしも全ての世帯の加入を目標とする必要はないと考えられるが、被災により住宅再建が困難になる層、特に低所得世帯や災害リスクの高い地域に居住している世帯を中心に一層の加入向上が必要ではないか。

持家世帯のうち、水害保険・共済に加入していると回答した割合

※水害に対する備えに関する世論調査（H28.1）

（2） 都道府県別　地震保険加入状況の推移

■各都道府県の地震保険世帯加入率の推移を見ると、1991年度から2015年度の間に全ての都道府県で11ポイント以上増加しており、全国では22.3ポイント増加して29.5%となっている。

各年度における各都道府県の
地震保険世帯加入率

35%以上
30%以上35%未満
25%以上30%未満
20%以上25%未満
15%以上20%未満
10%以上15%未満
5%以上10%未満
5%未満

※「地震保険世帯加入率」:各年度末時点の保険証券の件数を当該年度の住民基本台帳の世帯数で除した数
出典:損害保険料率算出機構の資料を基に内閣府作成

（3） 地震保険の沿革

地震保険は、損害保険の一種で地震・噴火・津波による災害で発生した損失を補償する保険で、1966年（昭和41年）に「地震保険に関する法律」に基づき官民が一体となって運営している。地震保険は、独立の保険ではなく、火災保険の契約に付帯する形になっている。

地震損害の巨大性に対処するため、政府が再保険しており保険金の支払の確実性を担保している。

制度創設当初の自動付帯方式は昭和55年の大幅改定の際に全ての家計火災保険への原則自動付帯（契約者の任意で外すことが可能）に一本化され、それに加えてその後も大きな地震災害も発生しなかったことから、契約件数は減少し続けたが、平成7年の阪神・淡路大震災後、地震への備えの必要性に対する認識向上、商品改善、官民による加入促進取組み等により大幅に上昇し、その後の平成23年の東日本大震災を経てさらに上昇を続けている。

出典：損害保険料率算出機構資料を基に内閣府作成

（4） 都道府県別水災補償付帯率

■2015年度の火災保険に対する水災補償の付帯率は全国で73.4%。
都道府県別では、中国、四国、九州地方で高く、関東、近畿地方で低くなっている。

出典：損害保険料率算出機構の資料を基に内閣府作成

（5） 都道府県別水災補償付帯率（建物を含む契約のみ）

■2015年度の火災保険に対する水災補償（建物を含む契約のみ）の付帯率は全国で69.5%。
都道府県別では、中国、四国、九州地方で高く、関東、近畿地方で低くなっている。

出典：損害保険料率算出機構の資料を基に内閣府作成

（6） 平成28年1月「水害に対する備えに関する世論調査」（内閣府）

概　要

□調査対象：全国20歳以上の日本国籍を有する者　3,000人　有効回収数　1,801人（回収率　60.0%）

□調査時期：平成28年1月7日～1月17日（調査員による個別面接聴取）

□調査目的：水害に対する備えに関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。

□調査項目：水害に対する認識、水害による建物・家財の被害に対する備え、水害による損害を補償する火災保険や共済への加入意向

保険・共済の加入状況

内閣府が平成28年1月に実施した「水害に対する備えに関する世論調査」において、自宅建物もしくは家財への水災補償付の火災保険や共済に加入していると回答した者は全体の3割にとどまっている。

こうしたことからも、災害により損害を受けた住宅の再建等を円滑に進め、被災者の生活の早期再建を図るため、保険・共済の普及促進について検討する必要がある。

世論調査結果（次ページ以降）から伺える水害保険の傾向：
・20～50歳代の加入率が低い。
・被害を受ける可能性を認識している人の加入率は相対的に高い。
・被害の可能性を認識しているにもかかわらず加入していない理由として、「掛金が補償に見合わない」「補償内容・相談先を知らない」等が挙げられる。

（6）－1　建物・家財に係る保険・共済の加入状況と未加入の理由

【確認の視点】建物・家財に係る水害保険・共済の加入状況と未加入の理由は何か。

- 自宅建物について水災補償をつけていると回答した割合は28.4%、家財について水災補償をつけていると回答した割合は24.9%となっている。（自宅建物若しくは家財のいずれかについて水災補償をつけていると回答した割合は31.1%）
- 【水害は起こらない】と思うことを理由に挙げている回答者が最も多いが、そのほか多様な意見もあるため、**水害保険・共済の加入を促進するためには、未加入の理由に対して幅広い対応が求められる。**

加入率

択一回答

未加入理由

複数回答

平成28年1月「水害に対する備えに関する世論調査」（内閣府）

（6）－２　属性別『建物』に係る水害保険・共済の加入率のかかる分析

【確認の視点】属性ごとの建物に係る水害保険・共済の加入状況の違いはどうなっているか。
- 地域、年齢、被害リスクの認識、居住区分（持家・賃貸）により、加入率には差が生じている。
- **自宅の被害リスクを認識している人は「加入している」と回答した割合が相対的に高いものの、加入率は3割台にとどまっている。**

地域

水害リスクの高い地域ほど加入が進んでいる。

年齢

特に20歳代～50歳代の加入が進んでいない。

被害リスクの認識

被害を受ける可能性を認識している人の加入率が高い。

居住区分（持ち家）

共同住宅の2階に居住している者の加入率が低い。

一戸建て、共同住宅の1階で加入が進んでいる。

平成28年1月「水害に対する備えに関する世論調査」（内閣府）

（7）【地震危険に関する消費者意識調査】

住まいの損害保険及び共済の加入状況アンケート（損害保険料率算出機構実施）平成26年8月

■保険・共済非加入世帯の割合は、年収が500万円未満の世帯や共同住宅賃貸住宅の世帯で相対的に大きい。

■保険料が高いとする者は、「やや高い」も含め過半数を占めたが、「契約金額」や「補償割合」に比べて高いとする者が多い。

■共同住宅の共用部分については、地震保険加入者では約8割、地震保険非加入者では約6割が、加入が「必要だと思う」と感じており、「必要ないと思う」の比率を大きく上回った。
一方、地震保険加入者・非加入者ともに必要性は高いと感じながらも、そもそも「加入しているのかわからない」者が半数以上を占めている。

		サンプル数	割合
地震保険加入		6,998	45.2%
地震保険非加入		8,500	54.8%
	共済（地震あり）	895	5.8%
	その他（地震補償あり）	202	1.3%
	火災保険のみ	4,491	29.0%
	共済（地震なし）	147	0.9%
	保険・共済非加入	2,765	17.8%
総　計		15,498	100%

・世帯の年収

	500万未満	500～700万	700～1,000万	1,000～1,500万	1,500～2,000万	2,000万以上	不詳/答えたくな
地震保険加入	32.2	22.6	18.9	9.4	1.7	1.1	14.1
地震保険非加入	45.4	19.9	14.1	5.3	0.9	0.5	13.9
共済（地震あり）	40.0	21.5	15.6	7.9	1.0	0.8	13.2
その他（地震補償あり）	40.1	28.2	13.9	5.0	1.5	0.5	10.8
火災保険のみ	42.2	21.3	16.1	5.8	1.0	0.4	13.2
共済（地震なし）	36.7	23.8	16.3	3.5	0.0	0.0	19.7
保険・共済非加入	53.2	16.2	10.1	3.9	0.7	0.7	15.2
≪参考≫平成25年住宅・土地統計調査による世帯の年間収入	62.2	14.8	10.2	4.4	0.9	0.6	6.9

・建て方

	一戸建て持ち家	一戸建て賃貸住宅	共同住宅持ち家	共同住宅賃貸住宅	その他
地震保険加入	57.9	1.8	24.8	14.9	0.6
地震保険非加入	46.0	4.9	11.2	36.0	1.9
共済（地震あり）	75.2	2.9	10.4	10.0	1.5
その他（地震補償あり）	41.6	4.5	16.3	36.1	1.5
火災保険のみ	50.0	3.8	12.5	32.9	0.8
共済（地震なし）	58.5	1.4	8.2	31.2	0.7
保険・共済非加入	29.8	7.4	8.9	50.0	3.9
≪参考≫平成25年住宅・土地統計調査による住宅の建て方	51.9	3.6	11.5	32.8	0.2

・保険料の印象
（住まいの地域や建物の構造から、あなたの住居や家財を対象として地震保険に加入した場合、1000万円あたり1年間の保険料をご確認いただき、地震保険料の印象について）

	高い	やや高い	妥当である	やや安い	安い
地震保険加入	15.4	36.3	44.7	2.7	0.9
地震保険非加入	25.3	36.6	33.1	3.8	1.1
共済（地震あり）	19.7	35.8	40.3	2.9	1.3
その他（地震補償あり）	15.3	40.1	39.1	4.8	1.0
火災保険のみ	27.8	37.8	30.4	3.2	0.7
共済（地震なし）	23.8	41.5	30.8	3.4	0.7
保険・共済非加入	23.8	34.5	34.9	8.1	1.7

・共用部分の地震保険加入の必要性
【居住する住居建物の属性で「共同住宅（マンション等）・持家」と回答した人に対しての質問】
（東日本大震災で被災した共同住宅（マンション等）の修復や再建にあたり、共同住宅（マンション等）の共用部分が地震保険に加入していた場合と加入していなかった場合では、資金的余裕にかなり差があったようですが、あなた自身はどう思いますか。）

	サンプル数	必要だと思う	必要ないと思う	その他	わからない
地震保険加入	1,733	78.9	2.3	0.6	18.2
地震保険非加入	948	60.4	7.6	0.5	31.4
共済（地震あり）	93	77.4	4.3	0	18.3
その他（地震補償あり）	33	72.7	9.1	0	18.2
火災保険のみ	563	59.9	7.5	0.7	32
共済（地震なし）	12	66.7	0	0	33.3
保険・共済非加入	247	53.4	9.3	0.4	36.8

・共用部分の地震保険加入の有無
【居住する住居建物の属性で「共同住宅（マンション等）・持家」「共同住宅（マンション等）・賃貸住宅」と回答した人に対しての質問】

	サンプル数	加入している	加入していない	わからない
地震保険加入	2,777	39.9	5.5	54.5
地震保険非加入	4,015	9.4	24.9	65.8
共済（地震あり）	183	29.5	19.7	50.8
その他（地震補償あり）	106	33	4.7	62.3
火災保険のみ	2,040	8.7	24.2	67.2
共済（地震なし）	58	8.6	29.3	62.1
保険・共済非加入	1,628	6.4	27.5	66.1

（8） マンション専有部分・共用部分における地震保険付帯率の推移

■マンション共用部分の地震保険付帯率は平成27年度は38.1%（損保会社大手4社調べ）となっており、近年は上昇傾向にあるものの、世帯の地震保険付帯率（専有部分）に比べると付帯率は低い。

出典：日本損害保険協会による損保大手4社調べ
※火災保険契約数に対する地震保険付帯数の割合を示したもの。

４．諸外国における自然災害保険の仕組みと動向

（１）保険制度と連携して地域の自助努力によるリスクコントロールを促進する仕組みの例

アメリカ･･･米国連邦洪水保険制度（NFIP）：コミュニティ（自治体）及び個人に対する加入促進の制度設計

- アメリカでは1965年のハリケーン被害を契機に、1968年に連邦洪水保険制度（NFIP）が創設された。
- **洪水被害の軽減を目的とする都市計画、河川計画、海岸計画等の施策と連携して制度化されているところに特徴がある**。
- 自由加入だが、**加入による住宅ローン金利メリット等で加入促進を図っている**。
- 地域コミュニティ（自治体）に対しても参加した場合には金融支援が得られることで参加促進を図るとともに、地域が洪水被害軽減の取り組みを行った場合の掛金割引制度を設けるなど、損害リスク自体の低下につなげる制度設計となっている。

- **連邦政府が洪水保険を提供する代わりに、コミュニティはＦＥＭＡが定めた基準に適合する氾濫原管理規制を施行することが義務化。**
- 参加申請したコミュニティの住民のみ加入可能。
- 参加コミュニティ（約2万1千団体）には土地買収や建物建設目的の連邦金融支援などの各種恩恵が得られる。
- コミュニティ自身が独自に洪水による損害軽減の取り組みを行い、ＦＥＭＡから認可された場合には、**コミュニティ保険料率制度として、最大で45%の保険掛金割引がある。**

- 基金のみでは保険金支払い余力に問題が出る場合に、財務省からの借入が認められる。

- 民間保険会社名義で洪水保険を販売可能。（各社で個別に洪水保険を販売することも可能だが、政府助成がないため掛金が高くなる）
- 独自の保険料設定や運用は認められない。
- 火災保険とは別個に販売される。
- 免責は通常500ドル、**保険金額は最高で建物25万ドル、家財10万ドル**で設定。

- 個別の保険料はＦＥＭＡが作成する洪水危険のゾーニングマップに基づいて保険会社各社が算出。
- **自由加入**だが、**特別洪水危険地帯では住宅ローン利用者は洪水保険への加入が義務付けられている。**

・約555万件の保険契約。**全米の住宅所有者の約14%が加入**（2011年）
・特別洪水危険地帯内の建物の49%が付加（それ以外は1%）。
・契約当たりの平均保険料は約613ドル

※経済的支援・災害援助等の禁止：制度に参加しない自治体内の特別洪水危険地帯においては、建物の取得又は建築に対する経済的支援及び一定の災害援助を、連邦の各省庁が行うことを禁ずる。

出典：「諸外国の自然災害に対する保険制度の実態」2013.3（公財）損害保険事業総合研究所
「全米国家洪水保険の現状と諸課題」2013.6　黒木松男　生命保険論集（183）
FEMAホームページ（https://www.fema.gov/national-flood-insurance-program）等により内閣府作成

（１）保険制度と連携して地域の自助努力によるリスクコントロールを促進する仕組みの例

アメリカ･･･コミュニティ独自の減災対策による、保険掛金割引の事例

- 2016年10月1日現在、参加コミュニティ数は1581、うち155の自治体が割引率0のClass10で、残りの1426の自治体が割引適用を受けている（90.2%）。
- 割引率の高いコミュニティの事例として、Class2（40%の掛金割引）に認定されているオクラホマ州Tulsa Cityの減災取組の歴史は下記のとおり。

TABLE 3. COMMUNITY RATING SYSTEM ELIGIBLE COMMUNITIES
EFFECTIVE OCTOBER 1, 2016 (continued)

COMMUNITY NUMBER	COMMUNITY NAME	CRS ENTRY DATE	CURRENT EFFECTIVE DATE	CURRENT CLASS	% DISCOUNT FOR SFHA[1]	% DISCOUNT FOR NON-SFHA	STATUS[2]
	Oklahoma (continued)						
400252	Edmond, City of	10/1/93	10/1/08	7	15	5	C
400062	Enid, City of	10/1/93	05/1/16	9	5	5	C
400049	Lawton, City of	10/1/91	05/1/09	6	20	10	C
400245	Lindsay, City of	10/1/92	10/1/93	10	0	0	R
400046	Norman, City of	10/1/11	10/1/11	5	25	10	C
405378	Oklahoma City, City of	05/1/14	05/1/14	8	10	5	C
400080	Ponca City, City of	05/1/10	05/1/14	5	25	10	C
400211	Sand Springs, City of	10/1/91	10/1/06	6	20	10	C
400053	Sapulpa, City of	10/1/92	10/1/93	10	0	0	R
405380	Stillwater, City of	10/1/91	05/1/12	6	20	10	C
405381	Tulsa, City of	10/1/91	10/1/03	2	40	10	C
	Oregon						
410137	Albany, City of	10/1/91	05/1/12	6	20	10	C
410090	Ashland, City of	10/1/91	10/1/07	7	[illegible]	[illegible]	[illegible]
410043	Bandon, City of	05/1/05	05/1/10	10	[illegible]	[illegible]	[illegible]
410240	Beaverton, City of	10/1/91	10/1/94	10	[illegible]	[illegible]	[illegible]
410008	Benton County	10/1/02	10/1/07	6	[illegible]	[illegible]	[illegible]
410029	Cannon Beach, City of	10/1/94	10/1/99	7	15	5	C
410092	Central Point, City of	10/1/92	05/1/12	6	20	10	C
415588	Clackamas County	10/1/04	10/1/12	6	20	10	C
410009	Corvallis, City of	10/1/91	05/1/12	6	20	10	C
410059	Douglas County	10/1/00	10/1/00	8	10	5	C
410122	Eugene, City of	10/1/91	10/1/01	7	15	5	C
410108	Grants Pass, City of	10/1/92	05/1/12	9	5	5	C
410175	Heppner, City of	05/1/06	05/1/16	9	5	5	C
415589	Jackson County	10/1/91	05/1/02	7	15	5	C
415591	Lane County	05/1/09	05/1/09	7	15	5	C
410154	Marion County	05/1/01	05/1/07	6	20	10	C
410096	Medford, City of	10/1/94	10/1/14	6	20	10	C
410064	Myrtle Creek, City of	05/1/03	05/1/08	10	0	0	R
410200	Nehalam, City of	10/1/03	05/1/08	7	15	5	C
410021	Oregon City, City of	10/1/03	05/1/08	7	15	5	C
410186	Polk County	10/1/91	10/1/01	8	10	5	C
410183	Portland, City of	10/1/01	05/1/16	6	20	10	C
410201	Rockaway Beach, City of	10/1/04	10/1/13	10	0	0	R
410098	Rogue River, City of	10/1/92	05/1/02	7	15	5	C
410067	Roseburg, City of	10/1/94	10/1/99	8	10	5	C
410167	Salem, City of	05/1/08	10/1/16	5	25	10	C
410039	Scappoose, City of	10/1/93	05/1/08	7	15	5	C
410144	Scio, City of	05/1/04	05/1/14	10	0	0	R
410257	Sheridan, City of	10/1/01	10/1/16	9	5	5	C
410213	Stanfield, City of	10/1/91	10/1/15	10	0	0	R
410100	Talent, City of	10/1/00	05/1/16	8	10	5	C
410202	Tillamook, City of	10/1/06	10/1/16	9	5	5	C
410196	Tillamook County	05/1/01	10/1/13	10	0	0	R
410184	Troutdale, City of	05/1/08	05/1/13	7	15	5	C
	Pennsylvania						
420159	Altoona, City of	10/1/12	10/1/12	8	10	5	C
421331	Bedford, Township of	10/1/13	10/1/13	9	5	5	C

1 For the purpose of determining CRS discounts, all AR and A99 Zones are treated as non-SFHAs.
2 Status: C = Current, R = Rescinded

CRS 29 OCTOBER 1, 2016

40%の掛金割引

	洪水被害の発生	減災の取組
地理的条件	• 市内中心をアーカンザス川が流れ、たびたび洪水被害が発生	1920年代から川沿いに数多くの堤防を建設
第2次大戦後	• ベビーブームによる建設ラッシュで氾濫原でも無秩序に開発が進む • 結果として洪水被害が増え、公費投入	• アーカンザス川の上流にキーストーンダムを建設（ただし、1970年代も洪水は頻発）
1970年代	• 洪水が頻発 • 1976年には大規模洪水が発生	• 1976年洪水をきっかけに土地利用の監視を強化 • ＦＥＭＡと協力し，抜本的な水害リスク軽減への取組開始
1980年代	• 1984年に過去最大被害の洪水が発生	• 危険住宅の移転や土地のかさ上げなど、リスクを減らすための大規模な事業開始 • 条例で水管理の資金源(Stormwater Utility Fee※)を制定 ※使い途は、排水管・ポンプ施設の維持管理、排水計画策定、ダムや水路の洪水容量維持、河川や水路からの土砂除去等と定められている。

出典：「特定プロジェクト　災害に強い社会システムに関する実証的研究」防災科学技術研究所第1回災害保険講座
FEMAホームページ（https://www.fema.gov/media-library-data/1476294162726-4795edc7fe5cde0c997bc4389d1265bd/CRS_List_of_Communites_10_01_2016.pdf）
Oklahoma Water Resources Boardホームページ
（https://www.owrb.ok.gov/hazard/fp/pdf_fp/bulletins/Bulletin_3.pdf）等により内閣府作成

（２）官民の協力により減災対策と保険加入の促進を図る仕組みの例

イギリス・・・洪水保険制度：政府の災害（防災）に対する取組の促進と民間保険の充実

- イギリスでは政府とイギリス保険協会の合意をもとに2000年以降個人向けの洪水補償が住宅保険の基本補償として提供されるようになった。この合意は「洪水保険の原則書」（＝政府が洪水リスクの促進に取り組むことを条件に損保協会が保障を提供することを約束する合意）を2008年に締結。住宅保険自体は自由加入。民間保険会社が運営しており、政府の直接的な関与は薄い。
- なお、**政府とイギリス保険協会の合意では、「個人向け洪水補償の提供」の他に「政府の洪水リスク低減対策費用の増額」、「開発承認にあたり洪水リスクを考慮する政策導入」など、政府としての取り組み事項も盛り込まれていた**。
- 2016年4月4日から新たな「洪水再保険制度」の運用開始。

- 政府は**洪水リスク低減対策**（長期投資戦略策定、洪水リスク管理に関する法案作成等）、保険業界への**洪水リスク情報の提供**を実施。
- 「環境庁のリスク低減計画」「全国洪水リスク評価データ」を保険業界に提供。

- 運営は民間の保険会社に全面委託
- 洪水被害への補償は住宅保険の基本補償として提供されている

- 2016年より導入された、個人向け洪水保険の再保険スキーム。
- 洪水リスクの高い契約が再保険に付される**（保険料はカウンシルタックス（固定資産税に相当）に基づき上限設定される）**。
- 住宅保険の全契約から徴収する一定の賦課金（2016年より当初5年間で**毎年1.8億ポンド）が基金としてプール**される（注：契約者平均約10.5ポンド）。

- 自由加入。**住宅保険への加入率は建物90%、家財70%程度**。
- 保険金額は通常、再調達価格ベース。一般に他の基本補償と同額で設定。
- **保険料率は洪水以外の各種補償発生の危険度も勘案して保険会社各社が設定**（住宅保険の基本補償のため）。
- 一定の免責金額があることが多く、50～100ポンドが設定されることが一般的。

出典：「諸外国の自然災害に対する保険制度の実態」2013.3（公財）損害保険事業総合研究所
「損保総研レポード第115号」2016.5 （公財）損害保険事業総合研究所
Flood　Reホームページ（http://www.floodre.co.uk/）　等により内閣府作成

（３） 民間保険への自由加入だが加入率が大幅に上昇した例

■オーストラリアは洪水被害が多い国。洪水に関する保険は自由加入。
■政府は保険会社が適切な掛金・補償内容を設定できるよう、洪水に関する地図情報等を提供している。
■オーストラリアでは保険会社・業界団体等の営業活動等により、ここ5年で加入率が10%⇒60%に上昇。2015年5月のオーストラリア政府生産力向上委員会の答申書においても、住宅保険の洪水補償付帯率は90%以上と報告されている。

オーストラリア

- オーストラリアは洪水被害が多い国であるが、洪水に関する保険は自由加入である。
- 民間保険会社が運営しており、政府の直接的な関与は薄い。

（３）民間保険への自由加入だが加入率が大幅に上昇した例

オーストラリアの洪水保険

政府の取組

- オーストラリアでは、2011年の国内東部の洪水被害を踏まえthe National Flood Risk Information Project (NFRIP)を立ち上げた。ここでは洪水関連情報への一元的なアクセス提供および洪水リスクの意識啓発が主な目的とされている。
  - 例えば、NFRIPの一環であるAustralian Flood Risk Information Portalでは、洪水に関する研究成果がウェブGIS上から一元的にアクセスできる（左図）。
- 気象局も降水量や干ばつ等についてポータルを提供し、意識啓発に努めている（右図）。

洪水危険地域における加入率

- ミュンヘンリーによると洪水保険の加入率は77%に及ぶ一方、洪水危険地域に限ると加入率は低迷している。例えば、洪水が頻発するNew South Wales州、Queensland州の加入率はそれぞれ2%、5%に留まる。
- 原因として、洪水危険地域では洪水単体の保険料が1-2万豪ドル/年（80万-160万円/年, 1豪ドル=80円換算）と非常に高額であることが指摘されている。なお、Queensland州の平均保険料は千ドル/年 前後である。
- 実際にオーストラリア東部で洪水被害を受けた住宅の多くが洪水保険に加入していないことも指摘されている。

オーストラリア国内のハザードマップの分布
出所：Australian Flood Risk Information Portal

2010年10-12月降水量の統計データとの比較
出所：Bureau of Meteorology, Australia

参考：Munich RE(2016)"Flood insurance covers – Government and insurers need to work together"
https://www.munichre.com/australia/australia-natural-hazards/australia-flood/economic-impacts/index.html
NNA ASIA(2013)"洪水保険未加入、４軒に１軒"
http://www.nna.jp/articles/show/20130731aud004A

（４）保険加入強制化の仕組みの例

フランス･･･巨大自然災害保険制度（Cat Nat）：強制保険制度によりほぼ全世帯の加入を確保

- フランスでは、1981年に大きな被害をもたらした洪水災害を契機に**巨大自然災害保険制度（Cat Nat）**を創設。
- 政府が異常・巨大な自然災害と認定した洪水・地震等による対象財産の物理的損失を補償する制度で、**保険料率や補償内容はフランスの経済・財務省が決定**しており、財産保険・自動車車両保険・事業損失保険に**強制付帯**している。

出典：「諸外国の自然災害に対する保険制度の実態」2013.3（公財）損害保険事業総合研究所により内閣府作成

（５）政府による手厚い公的支援が保険加入率の低下を招いた例

ドイツ･･･自然災害保険：自然災害保険の加入者のみ公的支援金を給付

- ドイツでは洪水に関する保険は**自由加入**であり、政府の関与は薄い。
- 災害発生時に**公的支援金給付を手厚く行った**ことで、住民の自然災害保険加入意識の低下や財政の悪化が発生した。そのため、**強制加入の検討や、公的支援金給付範対象・範囲の制限導入**が行われている。

- 連邦政府・州政府では洪水保険への直接的な関与や財政負担は無い（災害の都度必要な支援金を給付）。
- 2002年の**エルベ川洪水**の際に、連邦政府が**全被災者に対して損害額の100%の公的支援金を給付**。
  ※連邦政府として、自然災害により住宅に被害を受けた者への財政的な支援を行う一般化された制度はなく、通常の災害は州政府が対応。2002年のエルベ川洪水の際は、災害の大きさ等から特例として政府が対応。
- →自然災害保険への加入意識の低下がみられたため強制加入を検討（明確な方針が出ず、議論が沈静化）。
- 2008年のバイエルン州洪水の際も州政府が公的支援金を給付し、州政府の財政が悪化。
  →**州・保険協会で「自然災害保険加入者の保険引受対象外財物に損害が発生した場合のみ、公的支援金を給付」と決定**

- 再保険は保険会社各社のスキームに基づいて独自に再保険会社と契約。

- 民間の保険会社が各社で商品設計。
- **火災保険とパッケージ化**され、特約として販売。

- 自由加入。**加入率は約20%**
- 保険料率はドイツ保険協会（GDV）作成のリスクマップ（Zürs）に基づいて保険会社各社が設定。

出典：「諸外国の自然災害保険に関する研究～ドイツ・スイスの事例を中心に」国土交通政策研究所
「イギリス、ドイツ、フランスの損害保険市場の動向」2015.3損保ジャパン日本興亜総研レポートにより内閣府作成

（６）公的支援制度から保険加入への移行の例

韓国･･･韓国風水害保険：災難支援金制度から保険による自助の促進へ

- 韓国では以前から自然災害の**災難支援金制度**が存在したが、**支援額は復旧に必要な額の30～35%に過ぎず**被災者は支援水準に満足していない状況だった。一方で、**国民の間に国が支援してくれるとの認識**が生じ、**保険加入率が低く普及しなかった**。
- 2003年の台風「マミエ」による被害をきっかけに、**2006年に自由加入の風水害保険制度を法制度化**し、2008年から本格実施された。
- アメリカ同様に、地域が洪水被害軽減の取り組みを行った場合の掛金割引制度（自治体評価システム（CRS））導入が検討された模様。

- **保険掛金のうち、最大86%まで国からの支援**がある
- 損害率180%を超える損害のうち、準備金でカバーできない分を補てん
- 別途、自然災害の被災者に対して**災難支援金制度（必要復旧額の30～35%を支給）があるが、風水害保険に加入している建物・家財等は同制度の給付対象外**となる。
- 保険料率算出に際し、自治体の災害予防投資や努力等を指数化して反映できる**自治体評価システム（CRS）導入を検討**。

- 再保険は保険会社各社のスキームに基づいて、**損害率180%までの損害について独自に再保険会社と契約**。

- 民間の保険会社が台風・洪水・地震等の自然災害による災害を対象に補償。

- **自由加入。加入率は約10%**
- 定額給付型と実損てん補型があり、定額給付型は復旧費基準額の70%または90%いずれかを保険加入者が選択。
- 保険料率は料率算定団体（保険開発院）算定の**地方自治体ごとの料率に基づいて設定**。

出典：「諸外国の自然災害に対する保険制度の実態」2013.3（公財）損害保険事業総合研究所により内閣府作成

（7）主要国の地震保険制度

国・制度	日本 地震保険	米・カリフォルニア州 地震保険	ニュージーランド		トルコ 地震保険	台湾 住宅建物地震保険システム	アイスランド 自然災害保険	スペイン 異常リスク保険	日本 ＪＡ建物更生共済
			EQCover	地震特約					
運営主体（国の関与）	民間が元受。民間会社は日本地再社にすべて出再。地再社は政府と民間会社に再々保険。総支払限度：11兆3千億円（政府：11兆1,178億円）	CEA（州政府の地震公社）が保険責任全て引受（8,245億円上限）。政府は非関与。CEAに非加盟社は独自商品販売。	EQC（地震委員会（政府認可法人））支払総額がEQCの支払能力を超過した場合、**政府保証（無限責任）（保証料年間約６億円）**	民間の独自保険（個々のEQC契約の補填額（住宅建物ではNZ$100,000限度）を超える部分の補償）	TCIP（トルコ災害保険プール（公法人））が全ての責任引受け（1,100億円上限）、資金不足の際は政府が支援。	TREIF（住宅地震保険基金（政府設立財団法人））と民間が1,680億円まで責任引受。超過分は政府再保険（420億円上限）。	アイスランド自然災害保険会社（政府100％所有）が独立採算で運営。支払困難になった場合は民間融資を政府保証（補償総額上限は総保険金額の10‰）。	CCS（保険補償協会）（異常リスクを補償する国営の保険会社）	農協法による独自共済
対象物件（強制・任意）	居住用建物、生活用動産（任意）	住宅、家財（任意）	住宅建物、家財、宅地（火災保険加入時に強制）	住宅建物、家財、企業建物（任意）※住宅建物は90％程度が加入。	＜強制＞都市部の建物・公的事業建物 ＜任意＞村落の建物、商業建物等	住宅建物（火災保険締結時に強制）	＜強制＞建物、公共インフラ（公共インフラは海外の保険可） ＜任意＞動産	建物・収容物、傷害・生命、事業損失（各保険の加入自体は任意）	建物・家財・営業備品等（自動付帯）
付帯方法	火災保険に原則付帯（付帯否も可）	火災保険に付帯できる旨説明義務	火災保険加入時に強制付帯（住宅建物は火災保険に９割以上加入）	火災保険に任意付帯	独自に締結（火災保険と別）	火災保険に強制付帯	火災保険（建物は強制）に自動付帯	火災保険・傷害保険等、法定保険に対し強制付帯	建物更生共済に担保組み込み
担保リスク	地震・噴火・津波	地震による損壊	地震、地滑り、噴火、地熱活動、津波	地震、地滑り、噴火、地熱活動、津波	地震による物質的損害	地震，津波、地震を原因とする地滑り・洪水	地震、噴火、地滑り、雪崩、洪水	地震、洪水、暴風、津波、噴火、テロ、暴動	火災等、自然災害、地震・噴火・津波
料率	等地（３区分）、構造別（２区分）の６区分：0.68～3.63‰（2017年1月改定）耐震割引等	地域別（19区分）、構造別（８区分）、階数耐震割引等 0.36～9.00‰	一律 0.5‰ → 1.5‰（2012年２月改定）	住宅は保険会社ごとに一律。企業建物は区分あり。	等地（５区分）、構造（３区分）の15区分 住宅建物 0.44～5.50‰	地域・建物・階数等による区分あり	一律 0.25‰（一般建物）	一律 0.08‰（財物保険・住居）	地域区分なし。
引受限度額・契約上の制限	付帯する主契約の保険金額の30～50％ 建物：5,000万円、動産：1,000万円限度	建物：保険価額（限度なし） 家財：US$5,000～100,000	住宅建物：NZ$100,000（600万円） 家財：NZ$20,000（120万円）	EQC物件：保険価額－EQC補償額、その他：保険価額	平均的住宅の再築費用を上限	150万台湾ドル	引受限度なし	引受限度なし	建物更生共済の限度額：５億円
保険金支払の制限	建物主要構造部損害割合３％（動産10％）以上支払（4ランク）	ディダクティブル：保険金額の15％（10％選択可）	建物：NZ$200を最小に損害額の１％ディダクティブル、家財：NZ$200ディダクティブル	EQCの支払で不足する額を支払う。	ディダクティブル：損害割合２％控除方式	全損のみてん補（損害割合50％超か取り壊し命令時のみ）	ディダクティブル：損害額の５％控除方式	付帯保険による。	全体の損害割合５％以上支払（損害額の50％）

※H28.1 保険・共済による災害への備えの促進に関する検討会資料を基に作成。

５．保険・共済の加入促進に関する
これまでの取組と今後の方向性等

（1） 水害時における避難・応急対策の今後の在り方について（報告）（抜粋）

（平成28年3月　中央防災会議　防災対策実行会議　　水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ）

○平成27年9月関東・東北豪雨災害で被災した地域における課題

■自助・共助の備えが十分ではなかった
■避難勧告等の発令タイミングや区域、要配慮者利用施設の避難確保計画を事前に定めていなかった
■避難行動を促すために細やかに状況を伝達する等、情報提供に工夫の余地がある
■発災時の混乱の未然防止や、生活再建のための手続き早期化のための準備・体制が十分でなかった
■避難所をはじめ被災後の生活環境が確保されていなかった
■ボランティアと行政とが連携する仕組みはさらに発展させる余地がある

○対策の方向性

◆東日本大震災の教訓を踏まえ、防災関連の制度は充実が図られてきた
◆既存制度を十分に活用するため、以下の7つの対策に取り組み、実効性確保のための訓練を定期的に実施
◆次の2点については、今後、具体的な方策を検討
・人口稠密地域における大規模かつ広域的な避難の在り方
・被災市町村への災害対応支援の仕組み

1．水害に強い地域づくり

○地域住民による自主的な防災活動の取組推進

●水害のおそれのある地域に居住することの危険性を認識できるよう、水害リスクをわかりやすく開示
●行政と住民との平時からのコミュニケーションにより、避難をはじめとする水害への備えや公助の限界を認識し、地域の避難タイムラインを地域でつくるといった、自助・共助の取組を推進
●地域の住民、企業、災害ボランティア経験者等（自主防災組織、水防協力団体を含む）による水害対応体制の構築
参考事例の収集・紹介（水位・雨量の確認、避難呼びかけ、要支援者の避難支援、安否確認、避難所の開設・運営、被災者と市町村との連絡調整、避難訓練の実施、水・食料の備蓄、地区防災計画の策定、災害避難カード作成等）
●自助・共助による備えによる備えの参考となる住民向けの冊子の作成、防災教育の推進、地域防災リーダーの育成

○早期の生活再建のための水害保険・共済の普及促進

●保険・共済による補償対象・補償額について、一層わかりやすく情報提供
「保険・共済の情報提供ガイドライン（仮称）」の策定
●国による普及促進活動（パンフレットの作成）

○地域全体での事前の地域づくりと被災後の生活再建

住民と事業者等が一体となった早期の生活再建

（2） 保険の販売チャネル

■住宅に関する自然災害保険を販売するチャネルは、専門代理店のほか不動産業、建築・建設業、金融業が主と考えられ、これらの合計は7万3千店程度。
■販売実績の全体に占める割合については、保険各社によって異なるが、火災保険においては、住宅購入の段階で消費者と接触する機会のある不動産業や金融業が多くを占める。

損害保険が契約できるお店・場所の種類（住宅に関連するもののみ）			店数	構成比
保険商品の販売を専門に行う代理店			42,319	57.8%
専業代理店以外の代理店（副業代理店）	不動産業（賃貸住宅取扱会社、住宅販売会社）		24,394	33.3%
	建築・建設業		4,327	5.9%
	金融業（銀行、銀行等の子会社、生命保険会社、消費者金融会社）		2,239	3.1%
		うち銀行等（銀行、信用金庫、信用組合、農協）	（1,127）	（1.5%）
合　　計			73,279	100%

出典：『H28.12.7第1回保険・共済による災害への備えの促進に関する検討会　参考資料（日本損害保険協会）』を基に内閣府作成
※販売チャネルとして、専門代理店のほか、住宅の保険に関連する「不動産業」「建築・建設業」「金融業」を抽出

（3）最大規模の洪水･内水･高潮への対策［ソフト対策］

＜水防法の一部改正＞

課 題

近年、洪水のほか、内水※)･高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発

H26. 8避難所2階の浸水（徳島県）

H25. 8梅田駅周辺の浸水（大阪市）

※） 内水…公共の水域等に雨水を排水できないことによる出水。条文上は、「雨水出水」。

方向性

想定し得る最大規模の洪水に対する避難体制等の充実・強化

想定し得る最大規模の内水・高潮に対する避難体制等の充実・強化

下水道管理者と連携した、内水に対する水防活動の推進

改正の概要

○：水防法改正　◇：水防法・下水道法改正

○ 現行の洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表

（現行は、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域）

河川整備において基本となる降雨を前提

想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域

○ 想定し得る最大規模の内水・高潮に係る浸水想定区域を公表する制度を創設

○ 内水・高潮に対応するため、下水道・海岸の水位により浸水被害の危険を周知する制度を創設

高潮浸水想定区域

※「相当な損害を生ずるおそれ」がある箇所において実施することを想定

◇ 下水道管理者に対し、水防計画に基づき水防管理団体が行う水防活動に協力することを義務付け

浸水想定区域 … 市町村地域防災計画に、洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難経路等が定められ、ハザードマップにより、当該事項が住民等に周知されるとともに、地下街等の所有者等が避難確保等計画を定めること等により、避難確保等が図られる。

→ 洪水予報等、浸水被害の危険を周知する制度と相まって、避難体制等を充実・強化

（4）アメリカの不動産情報システムについて
（MLSを中心にした物件情報流通の仕組み）

- アメリカでは、MLS（Multiple Listing Service）と呼ばれる業者向けの不動産情報システムが発達しており、地域の不動産情報が全て集約されている。
- MLSの会員企業は、物件に関する属性情報を一元的に集約している不動産物件・履歴情報システム（Realist）を使用できる。
- 物件・履歴情報システムには、FEMA（連邦危機管理庁）が作成した洪水マップ（Flood Map）（洪水の発生確率等を示した地図）の情報も掲載されている。

≪米国における不動産情報ストック整備の仕組み≫

（日米不動産協力機構資料に内閣府加筆）

≪洪水マップのイメージ≫

（FEMA『Guide to Flood Maps』（2009）に内閣府加筆）

（5） 国内の不動産に係る情報のデータベース化について

- 国土交通省では、不動産取引に必要な情報を消費者に対して適時適切に提供するため、不動産に係る情報を集約・管理し、宅建業者等が効率的に情報収集できるシステム（不動産総合データベース）を構築することを検討している。
- 不動産総合データベースでは、レインズ（不動産流通標準情報システム）と連携し、各情報保有機関から集約した物件情報や周辺地域情報を一覧性を持って表示。災害リスクに関する情報として、国や自治体が作成したハザードマップ、浸水想定区域等を情報項目として扱うことを検討している。
- 平成26年度にプロトタイプシステムの構築、27年度から試行運用が始まっている。今後、全国展開に向けたシステムの検討・開発を行い、平成30年度から本格運用を開始する予定。
- 保険の販売代理店を兼ねている不動産業者が、本データベースも活用しながら、立地・住宅構造に係るリスクを消費者に対して積極的に伝えていくことが考えられる。

不動産総合データベースの仕組み

≪不動産総合データベースで扱う災害リスクに関する情報≫

（法律に基づく指定）急傾斜崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、（洪水）浸水想定区域、（津波）浸水想定区域
（その他）土砂災害危険箇所、土砂災害・雪崩発生場所、想定震度、液状化危険度、 （津波）浸水予測区域、（内水）浸水想定区域、洪水ハザードマップ、高潮警戒区域図、津波に関する避難対象区域図等、土砂災害ハザードマップ
過去の土地条件、明治前期の低湿地帯、過去の航空写真国土地理院

（国土交通省HP及び「不動産総合データベースについて」（国土交通省）を基に内閣府作成）

（6） 地盤損害に対する地震保険・火災保険での保険金支払の考え方

地盤沈下や隆起、液状化といった地盤損害に対する保険金支払いの考え方は、それぞれ以下のとおりである。

地震保険

〇地震保険は、建物の主要構造部の損害に着目して損害認定を行い、保険金を支払うため、原則として、地盤を保険の目的とした損害という観点での損害認定は行わない。
〇ただし、地震等を直接または間接の原因とする地盤沈下・隆起、液状化によって、建物の主要構造部に影響が及んだ場合、主要構造部の損害（例　建物の傾斜、沈下など）の程度を調査して損害認定を行う。

火災保険

〇火災保険は、建物や動産を保険の目的とし、地盤は保険の目的としていないため、地盤自体の損害に対して補償しない。
〇また、地盤沈下・隆起・液状化等が発生して建物が損害を受けた場合も通常補償されない（※）が、火災保険の保険金を支払う場合（破損・汚損の事故は除く）に該当しているのであれば、補償される。たとえば、水災が原因で発生した地盤沈下・隆起・液状化などにより建物が損害を受けた場合、水災の支払要件を満たしていれば補償される。

※火災保険標準約款（損害保険料率算出機構作成）では、「土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害」は免責である、と記載されている。

（具体例）

台風による豪雨 → 土砂崩れ 土地の移動 → 住家に、建物価額の30%以上の損害発生や床上浸水

左記の例では、水災補償の契約をしていれば補償される。

（7） 地震保険における申請及び支払の状況

- ✓ 地震保険の支払は、東日本大震災で2か月、熊本地震で1か月までに支払件数割合は70%を超え、それぞれ半年後にはほぼ終了している。
- ✓ また、首都直下地震等の巨大地震発生時における調査の迅速化のためのオプションとして、立会調査の業界共同取組について検討することとしている。

8月末時点	累計申請件数	787,927件
	累計調査完了件数	768,369件
	累計支払件数	673,755 件

9月末時点	累計申請件数	265,561件
	累計調査完了件数	261,922件
	累計支払件数	236,067 件

資料：日本損害保険協会HPから内閣府作成

なお、A共済団体の共済金支払は、東日本大震災で発災後3か月目で約70%、熊本地震で発災後3か月目で約85%になっている。
（日本共済協会による）

６．保険・共済の仕組み等に関する中長期的課題

（1） 保険料（共済掛金）に対する地方公共団体の補助（新潟県の例）

■新潟県では、耐震化されていない古い木造住宅に住む高齢者又は障がい者を含む世帯に対して、地震保険料（共済掛金）と部分補強等工事費用をセットで補助を行っている。

木造住宅部分補強・地震保険等加入促進事業（概要）

対　象　耐震化されていない古い木造住宅に住む高齢者又は障がい者を含む世帯

内　容　地震保険料等と部分補強等工事費用をセットで補助
（いずれも市町村補助に上乗せです）

補助内容

地震保険料等

◎地震保険料等の1/4（上限3千円）
（県1/4、市町村1/4、個人負担1/2）

◎保険期間により最長5年分まで補助

部分補強等工事費用

◎寝室や居間等の耐震補強
◎耐震シェルター等の設置
市町村補助額の1/3を補助（上限10万円）

全体改修工事費用

◎建物全体の耐震補強　市町村補助額の1/2を補助（上限15万円）

※地震保険料等を補助していない市町村もあります。

【例】地震保険1千万円に加入（1年契約）、90万円の部分補強工事（市町村補助率2/3）の場合

出典：新潟県地震保険・共済普及協議会資料

（2） 大規模震災時の復興財政需要比較

■大規模震災時には、「住宅再建」や「インフラ施設の復旧」等にも膨大な復旧・復興財政需要が発生し、国の予算に大きく影響することとなる。
■東日本大震災では、「住宅・インフラ復旧関係費」で5年間総計10.7兆円程度支出され（単年度平均2.1兆円）、23年度当初予算（25.8兆円。義務的経費除く）の1割弱を占めている。
■なお、南海トラフ地震では、東日本大震災に比べ、経済損失額で約13倍、仮設住宅の建設戸数で約15倍と想定されている。

	発生日	死者・行方不明者（人）	住宅全壊棟数（棟）	仮設住宅建設戸数（戸）	復興予算（10億円。国費ベース）		（参考1）年度当初政府予算※（10億円）	（参考2）経済損失額（10億円）
						うち住宅・インフラ復旧関係		
阪神・淡路大震災	H7.1.17	6,337	104,906	48,300	約5,020（H6～11年度）	3,230 ○災害救助費（仮設住宅等）：約180 ○その他住宅関係：約720 ○がれき処理：約170 ○インフラ復旧：約2,160	32,482（6年度）	約9,600
新潟県中越地震	H16.10.23	68	3,175	3,460	不明	147 ○被災者生活再建支援金：7 ○その他住宅関係：27 ○道路など公共事業：113 ※3	29,357（H16年度）	約3,000
新潟県中越沖地震	H19.7.16	15	1,319	1,222	不明	32 ○被災者生活再建支援金：7 ○その他住宅関係：8 ○道路など公共事業：18 ※3	26,149（H19年度）	約1,500
東日本大震災	H23.3.11	18,456	121,803	53,194	29,034（H23～27年度）	10,741 ○被災者支援（仮設住宅含む）：1,915 ○住宅再建・復興まちづくり：8,827 ※他に震災復興特別交付税があるが、内訳は不明。	25,758（H23年度）	約16,900
熊本地震	H28.4.16	161	8,369	4,303	817（H28年度）	442 ○災害救助費（仮設住宅等）：57 ○被災者生活再建支援金：20 ○インフラ復旧：293 ○がれき処理：72	25,978（H28年度）	3,785
首都直下地震（想定）	－	最大2.3万	約61万	約7.7万	－	－	－	約95,300
南海トラフ地震（想定）	－	最大32.3万	約238.6万	約80万	－	－	－	約214,200
（参考）関東大震災	T12.9.1	105,385	293,387	－	－	－	－	－

※1 阪神・淡路大震災の復興予算は平成11年度までの約5年分。（「阪神・淡路大震災復興誌」総理府阪神・淡路復興対策本部事務局より）
※2 東日本大震災は平成27年度までの集中復興期間における支出済歳出額。（平成28年7月29日復興庁公表資料より）
※3 復興予算については国費ベースだが、中越地震、中越沖地震については事業費ベース。熊本地震は平成28年度第1次～第3次補正分。一部内数。
※4 年度当初政府予算は、一般会計歳出当初予算のうち、義務的経費としての性格の強い「社会保障関係費」「国債費」「地方交付税交付金」を除いた額。
※5 経済損失額はそれぞれ国土庁（阪神・淡路大震災）、新潟県（新潟県中越地震、中越沖地震）、内閣府（東日本大震災、首都直下地震、南海トラフ地震）、熊本県（熊本地震）による試算。
※6 関東大震災は武村雅之著「未曾有の大災害と地震学：関東大震災」古今書院(2009)による。

（3） 地震保険に加入した場合の保険料負担等事例（東日本大震災を参考として試算）

■ 全壊被害の住宅再建について、公的支援（被災者生活再建支援金や災害復興住宅融資等）を活用しつつ、地震保険に加入した場合と非加入の場合の返済・保険料額の総額を試算すると、事前に保険に加入をしておいた方が少額となる。
（注: 地震保険は「事前」の備えであるが、試算上はあくまで被災後に付加する保証額としている。）

■ 地震保険の保険料については、耐震化等による割引がある。

■ なお、被災者生活再建支援金は、東日本大震災では累計約3,280億円（平成28年10月末時点）支給されており、全壊世帯数が約20倍と想定される南海トラフ地震が発生した場合、総計約8兆4千億円の支給額と試算される。

■ 全壊被害からの住宅再建のデータ分析（東日本大震災を参考に試算）

区分	内容	自助共助公助	【参考】東日本大震災で試算	【試算1】地震保険 未加入	【試算2】地震保険 加入
支出	住宅新築費用[万円]※1		2,470	2,470	2,470
収入	生活再建支援金	公	300	300	300
	義援金 ※2	自共	112	112	112
	地震保険 [万円]	自共、公	408 ※6	0	1,235
預貯金の持出額		自共	0	0	0
借入	災害復興住宅融資など ※3 [万円]	公	1,650	2,058	823
返済・保険料	借入返済 [円/年] ※3		503,548	648,236	251,164
	火災保険 [円/年] ※4		41,143	0	41,143
	地震保険 [円/年] ※5		18,400	0	18,400
	合計[円/年]		563,091	648,236	310,706

■ 耐震化等による地震保険料の低減

非耐火構造, 宮城県, 保険金額1235万円
・保険料 18,400円/年　耐震割引10%
耐震による低減
・保険料 10,250円/年　耐震割引50%
耐火構造による低減
・保険料　5,190円/年　耐震割引50%

1) 南海トラフ地震の推定全壊住家
= 238.6万世帯 : 東日本大震災の約22倍の見通し

2) 東日本大震災の支援金支給額
= 約3,280億円　（平成28年10月末。現在でも毎月11億円程度支給中）

南海トラフ地震の支援金支給額
= 8兆4,000億円（試算）

※1 : 出典 : 住宅金融機構「住宅金融2013年冬号」　※2 : 宮城県資料
※3 : 金利0.38%固定 返済期間35年で試算, 【試算1】は金利0.38%の上限1650万と金利1.28%の特別融資408万円の35年返済で試算
※4 : 対象は水害含む全災害, 非耐火構造, 保険金額2470万円, 期間35年の条件で保険料の総額を120万円として計算した額
※5 : 非耐火構造、耐震割引10%, 保険金額1235万円のときの、宮城県での保険料（損保協会HP）※6 : 支出－(支援金＋義援金＋借入) の計算で求めた金額

（4） 巨大地震における「地震再保険」国庫見込み額

■平成28年3月末現在、東日本大震災における「地震再保険」国庫（再保険特別会計）の支払額は約5，778億円。
■現在の総支払限度額は11兆3，000億円。平成27年3月末の損害保険会社、地震再保険株式会社及び政府による準備金額は合計1兆8，667億円。
※日本地震再保険株式会社『日本地震再保険の現状 2016』より。準備金残高の内訳は損害保険会社781億円、地震再保険会社4,645億円、政府1兆3,250億円。

東日本大震災における「地震再保険」国庫（再保険特別会計）支払額

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
支払額	540,175	24,276	7,003	3,723	2,625	577,805

財務省HP『地震再保険特別会計 決算に関する情報』より

支払合計額
約5,778億円
（H28.3.31現在）

1回の地震等当たりの官民保険責任額　（平成29年3月時点）

総支払限度額は、関東大震災クラスの地震と同等規模の巨大地震が発生した場合においても保険金の全額払いが可能となるよう設定しており、現在、**11兆3,000億円**である。

（5） 主な地震災害における「住宅関連」及び「インフラ」に係る公的支出額

- ✓ 被災者に対する住宅関連支援は、被災者生活再建支援金以外に、応急仮設住宅、応急修理及び災害公営住宅がある。
- ✓ 例えば中越地震においては被災者生活支援金は 73.5億円を支給したが、「住宅関連」の公的支出額はその3.6倍の266億円となっている。加えて、インフラ関連の公的支出額は、道路などの公共事業費に限ってみても15.4倍の1,131億円、全体では支援金の19倍の約1,400億円の公的支出額となっている。

			中越地震（H16.10）		中越沖地震（H19.7）	
被災者生活再建支援金			7,353 百万円	（100）	6,624 百万円	（100）
	住宅関連事業費	応急仮設住宅（建設）	16,351		6,083	
		応急仮設住宅（借上げ）	57		1	
		応急修理	3,152		1,551	
		被災者向け公営住宅	7,056		4,893	
		小計	26,616	（362）	12,528	（189）
	インフラ関連事業費	道路など公共事業	113,120	（1538）	18,108	（273）
合計			139,736	（1900）	30,636	（462）

① 被災者生活再建支援金は、平成28年11月末時点の値
② インフラ関連事業には、上記の計上額のほか農地等の復旧事業等がある。
③ 中越地震のデータは、新潟県中越大震災記録誌編集委員会編集の「中越大震災 復旧復興への道（後編）」より引用
・中越地震の被災者向け公営住宅の単価は、国交省データを元に 2,100万円/戸 を適用
④ 中越沖地震のデータは、新潟県防災局危機対策課編集の「中越沖地震」より引用
・中越沖地震の応急仮設住宅（建設）の単価は国交省データ、応急仮設住宅（借上げ）、応急修理の単価は中越地震の単価を流用
・被災者向け公営住宅の戸数は、新潟県HP「新潟県中越沖地震の復旧・復興における取組と評価について（平成24年5月時点）」より引用、公営住宅の単価は中越地震と同じ2,100万円/戸を適用

（6） 諸外国の自然災害保険制度比較

諸外国における保険への政府・民間の関与

	政府の関与			民間の関与			
	主体	政府引受	政府保証等	保険販売	保険金支払	保険料率	強制付帯
ｽﾍﾟｲﾝ・異常リスク保険	官	元受	○	民間	官	一律	○
NZ・地震保険	官	元受	○	民間	官	一律	○
米・連邦洪水保険	官	元受	○	民間	民間	リスク反映	×
仏・自然災害補償	官	再保険	○	民間	民間	一律	○
タイ・自然大災害保険	官	再保険	×	民間	民間	一律	○
米・ﾌﾛﾘﾀﾞﾊﾘｹｰﾝ災害基金	官	再保険	×	民間	民間	リスク反映	×
韓国・風水害保険	官	×	○	民間	民間	リスク反映	×
米・ｶﾘﾌｫﾙﾆｱ地震保険	官	×	×	民間	民間	リスク反映	×
英・洪水保険	民間	×	×	民間	民間	リスク反映	×

出典:「諸外国の自然災害に対する保険制度の実態」（公財）損害保険事業総合研究所研究部　を基に内閣府作成

（7） 任意加入方式と強制加入方式のメリット・デメリット

■強制加入方式には、細分化すると、財産保険等に強制付帯する方法と、全ての世帯に加入を求める強制加入方式がある。
■いずれの場合も料率が一律化される傾向にあるが、そのためリスクを低く認識している者に不満が残る、リスクと料率が連動しないためリスク軽減のインセンティブが働きにくい、とのデメリットがある。

	任意加入（付帯）方式	強制付帯方式 （財産保険等に強制付帯）	強制加入方式
加入率	リスクを認識している者が積極的に加入し逆選択が発生する可能性がある一方、リスクの認識が不足している者の購入可能性が低下する。 全体としては強制加入方式に比べ加入率は低い。	リスクの認識にかかわらず加入することとなるため、逆選択が発生しにくいが、加入率は元の財産保険等の加入率に限定される。 財産保険等自体の加入率低下を招く可能性がある。	リスクの認識にかかわらず加入することとなるため、加入率は高く、逆選択が発生しにくい。
料率	逆選択を防ぐ等の要因から料率が細分化される傾向がある。 高リスク地域では保険加入が不可能になるほどに料率が高くなる場合があり、財政的な補完措置が必要となる可能性がある。	リスクの平準化により、平均的には料率の低廉化・一律化を図りやすい。	
負担感	リスクを認識している者において、保険料負担の納得感を得やすい。	リスクを低く認識している者に不満が残る可能性がある。	
リスク軽減	リスクと保険料率が連動するため、リスク軽減のインセンティブとなりうる。	リスクと保険料率が連動しないため、リスク軽減のインセンティブが働きにくい。	
引受体制等	任意の加入であるため運営主体や販売者の労力は比較的小さい。	元となる財産保険等は任意の加入であるため運営主体や販売主体の労力は比較的小さい。	不公平感を是正するため全世帯に加入を求める必要があり、運営主体や販売者の労力は相当に大きい。※1 強制加入を理由に負担軽減策を求められ、自然災害によるリスクをカバーできないおそれがある。

はメリット、　はデメリット

※1　強制加入を実現するために課税方式を採ることも考えられるが、新たな税負担には相当の抵抗があるものと考えられる。